

衆議院議員総選挙石狩地方実施本部設置要綱（案）

1 設置目的

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に万全を期するとともに、選挙の啓発及びルールを守ったきれいな選挙を積極的に推進するため、北海道選挙管理委員会事務局石狩支所（以下「支所」という。）内に衆議院議員総選挙石狩地方実施本部（以下「本部」という。）を設置する。

2 事務処理

本部は次の事務を処理する。

- (1) 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の管理執行に関すること。
- (2) 明るくきれいな衆議院議員総選挙の実現及び最高裁判所裁判官国民審査制度の普及並びに棄権防止等の啓発に関すること。

3 組 織

本部の事務を処理するため、選挙班と広報班を置く。

4 機 構

- (1) 本部に本部長、副本部長、参事、主幹及び主査（班長）を置く。
- (2) 本部長は支所長を、副本部長は支所次長を、参事は支所参事を、主幹は支所主幹をもって充てる。
また、選挙班長は支所主査を、広報班長は地域振興係長をもって充てる。
- (3) 本部長は、本部を代表し、事務を統理する。
- (4) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (5) 参事は、上司の命を受け、各班の事務を監督する。
- (6) 主幹は、上司の命を受け、分担班の事務を掌理する。
- (7) 主査（班長）は、上司の命を受け、所掌事務を処理する。

5 各班の所掌事務

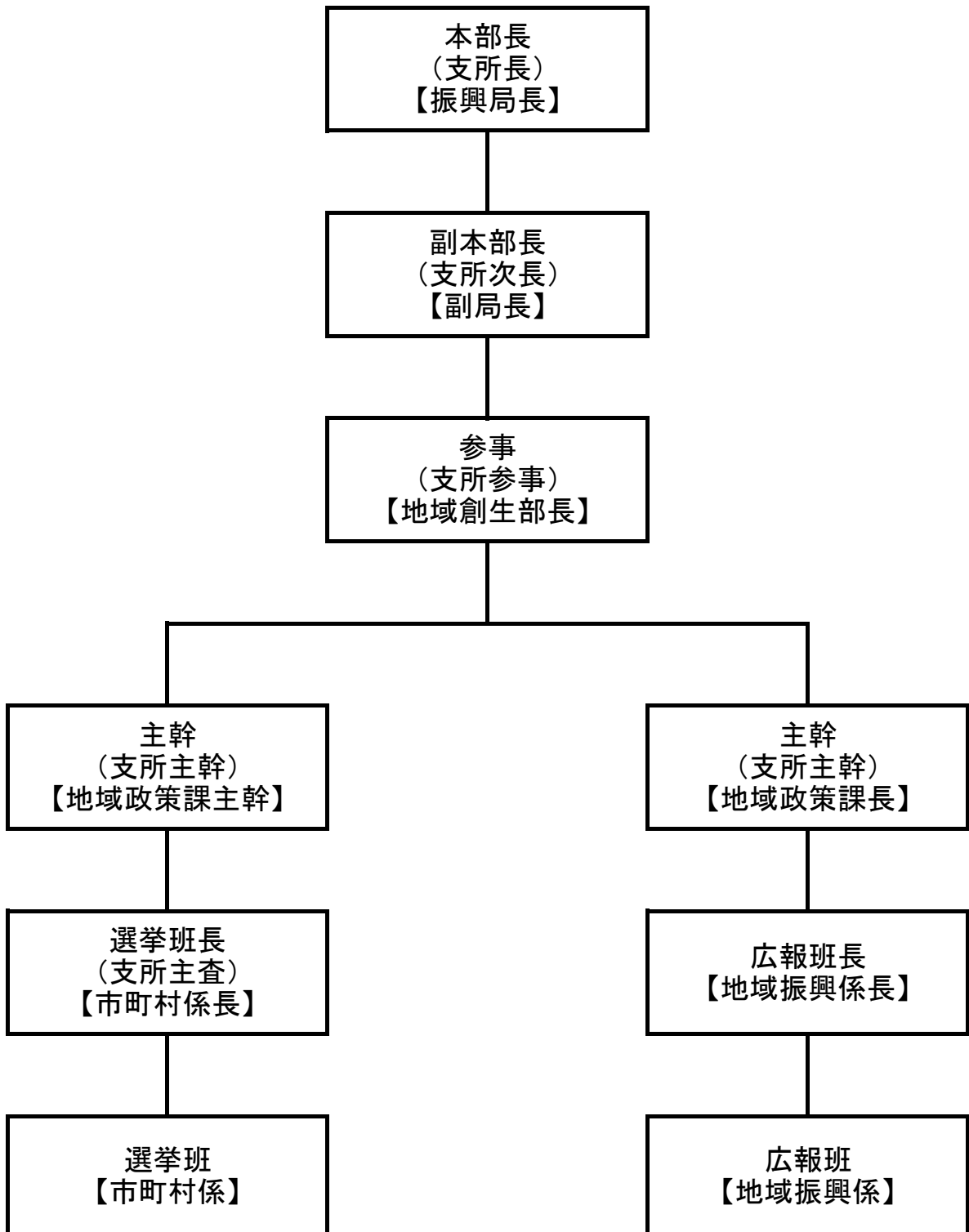
各班の担当及び所掌事務は、次のとおりとする。

班名	所 掌 事 務	担 当
選挙班	選挙執行計画の樹立、立候補届の受理、選挙会の開催、選挙事務の調査指導、啓発宣伝計画の樹立及び実施、投票用紙・選挙公報の配付、庶務一般	市町村係
広報班	報道機関との連絡調整、啓発宣伝計画の実施に係る援助	地域振興係

6 設置年月日

この本部は、令和8年1月23日に設置する。

衆議院議員総選挙 石狩地方実施本部機構図



令和8年(2026年)1月22日現在
北海道選挙管理委員会事務局石狩支所

第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査主要行事日程表（想定）

月	日	曜	時刻	行事名	場所	備考
1	22	木	9:30～	立候補予定者説明会	ホテルモントレ エーデルホフ札幌	
	23	金		衆議院解散		
			15:00以降	衆議院議員総選挙石狩地方実施本部設置	別館5階 支所（地域政策課）前	
	24	土		投票用紙等の配布（1回目）		
	26	月		公示日に当たっての支所長談話発表		談話を報道発表
				投票用紙等の配布（2回目）		
	27	火		公示日		
			8:30～17:00	立候補届出受理（第5区）	別館5階 大会議室	詳細は別途報道発表
	30	金		選挙公報の発送		
	31	土		投票用紙等の配布（3回目）		
2	6	金		投票日に当たっての支所長談話発表		談話を報道発表
	8	日		選挙期日		
			7:00～	投・開票結果速報受理	別館5階 支所（地域政策課）内	
10	火	14:00～15:00	選挙会（第5区）	別館5階 大会議室		

※（第50回衆議院議員総選挙）の日程等を参考にしたものであり、今後変更する可能性があります。